

叙任辭令（三月分續）

土木技師 松田文次
同 齋藤彌一郎

十級俸下賜（以上三月岩手縣）

○三月二十九日

道路技師 山田安三

願三依り本職ヲ免ス（以上三十一年内閣）

六級俸下賜（三月秋田縣）
(十日)

北海道廳道路主事ニ補ス（三十一年内務省）

○三月三十一日

道路主事 笹山秀男

九級俸下賜（三十一年岩手縣）

○四月二日

十級俸下賜（三十一年秋田縣）
(二十日)

土木技師兼道路技師 平野重市
京都府土木技師兼京都府道路技師ニ補ス

○四月一日

陸軍工兵中尉 湯川秋生

土木技師湯川秋生
秋田縣土木技師ニ補ス

○四月一日

從五位勳四等

土木技師ニ任ス

高等官三等ヲ以テ待遇セラル

正七位 平野重市
同

（以上三十一年内務省）

○四月五日

土木技師兼道路技師 豊田勝藏

七級俸下賜（三十一年福井縣）
道路技師兼土木技師 田中大作
八級俸下賜（三十一年沖繩縣）

○四月十一日

笠井孫一郎

土木技師兼道路技師ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル

土木技師正七位 古田義路
地方農林技師ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル

地方技師 松田文次
同

島山英三郎

願三依り本職ヲ免ス（四十一年内閣）

道路技師 田 原 秀 男

○四月二十四日

道路主事 武 智 真 一

八級俸下賜(三十一月長崎縣)

十級俸下賜(三十一月愛媛縣)

○四月十六日

道路技師兼土木技師ニ任ス

○四月二十八日

道路技師 高 良 末 素

高等官四等ヲ以テ待遇セラル

土木技師兼道路技師 坂 本 吉 次

七級俸下賜

依頼免本官

同

山 岸 良 一

○四月十八日

土木技師 西 村 勝 太 郎

地方技師 水 野 五 郎

静岡縣土木技師兼靜岡縣道路技師ニ補ス

願ニ依リ本職ヲ免ス(四月内閣)

願ニ依リ本職ヲ免ス

(以上四月内閣)

三級俸下賜(三十一月内務省)

道路技師兼土木技師 水 野 五 郎

同

地方技師 川 越 篤

道路主事 保 田 新 一

山 岸 良 一

九級俸下賜(四月内閣)

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス

(以上四月内閣)

九級俸下賜(四月千葉縣)

道路主事 高 橋 三 之 助

同

○四月二十三日

○四月二十五日

○四月三十日

土木技師 佐 ャ 木 秀 治

道路技師兼土木技師 兵 藤 直 吉

同

○四月二十三日

○四月二十五日

同

土木技師 佐 ャ 木 秀 治

埼玉縣道路技師兼埼玉縣土木技師ニ補ス

(以上四月内閣)

陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル

○四月二十六日

八級俸下賜(四月三重縣)

(二十二日月内閣)

○四月二十六日

(以上四月内閣)